⑹については、平成23年３月23日14時00分久米島町役場商工観光課において、内閣府技官玉城勝裕内閣府事務官八幡繁人が①出願区域、②他権益との関係及び鉱害防止に関する操業上の計画等について調査するものとする。

⑴　出願地　沖縄県島尻郡南大東村及び地先海面
　出願人　沖縄県糸満市字小波蔵321番地沖縄偕生園内　島袋　正徳

⑵　出願地　沖縄県国頭郡恩納村及び地先海面・うるま市（旧：沖縄県国頭郡恩納村及び地先海面・石川市）　出願人　京都府京都市右京区西院巽町２番地の１　岩田孝太郎

⑶　出願地　沖縄県国頭郡国頭村及び地先海面
出願人　京都府京都市右京区西院巽町２番地の１　岩田孝太郎

⑷　出願地　沖縄県島尻郡伊平屋村地先海面５出願　出願人　京都府京都市右京区西院巽町２番地の１　岩田孝太郎

⑸　出願地　沖縄県国頭郡本部町外１村地先海面５出願　出願人　京都府京都市右京区西院巽町２番地の１　岩田孝太郎

⑹　出願地　沖縄県島尻郡久米島町及び地先海面（旧：沖縄県島尻郡仲里村及び地先海面）　出願人　沖縄県那覇市字安里51番地　寺谷　三造

平成23年２月10日

内閣府沖縄総合事務局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月10日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社中里工務店　中里　徹哉　福島県南相馬市小高区大井字深町48　国土交通大臣（般特―19）第11285号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年１月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月10日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年１月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　関場建設株式会社　関場　　啓　福島県南相馬市原町区錦町１―１　国土交通大臣（特―22）第528号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年１月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月10日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成23年１月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　勢濃建設株式会社　伊藤　源一　岐阜県海津市南濃町志津1518番地　国土交通大臣許可（般―22）第11870号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年11月９日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月10日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成23年１月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　藤吉工業株式会社　加藤　靖始　愛知県名古屋市中村区太閤４丁目２番８号　国土交通大臣許可（特―22）第3801号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年11月25日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年２月10日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成23年１月18日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社井出組　井出　勇次　静岡県富士市島田町２丁目115番地　国土交通大臣許可（特―17）第5129号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成22年11月16日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第６８０号
千葉県四街道市池花１―10―３
申立人　梶谷　祥子
本籍青森県八戸市大字田面木字上田面木50番地、最後の住所青森県八戸市大字田面木字神明沢16番地５、一部不動産登記記録上の住所八戸市大字田面木字神明沢15番地、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日平成19年７月１日、出生の場所樺太豊栄郡落合町、出生年月日昭和14年８月６日、職業自営業
被相続人　亡　西村征一郎
事務所青森県八戸市根城５丁目13番17号弁護士法人たいよう総合法律経済事務所
相続財産管理人　弁護士　安藤　祥吾

青森家庭裁判所八戸支部

平成２２年（家）第９０１４号
秋田県由利本荘市大鍬町99番地１
申立人　佐藤　　登
本籍秋田県由利本荘市石脇字田尻１番地１、最後の住所秋田県由利本荘市二十六木字家口田59番地１、死亡の場所秋田県由利本荘市、死亡年月日平成22年７月25日、出生の場所秋田県本荘市、出生年月日昭和29年10月５日、職業無職
被相続人　亡　佐々木礼二
秋田県由利本荘市岩谷町字日渡63番地２
相続財産管理人　司法書士　三浦　　毅

秋田家庭裁判所本荘支部

平成２２年（家）第１０３５号
東京都港区浜松町２丁目４番１号
申立人　オリックス債権回収株式会社
本籍栃木県上都賀郡西方町大字金崎712番地１、最後の住所栃木県下都賀郡都賀町大字升塚600番地１、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日平成21年12月２日、出生の場所栃木県上都賀郡西方村、出生年月日昭和２年１月２日、職業不詳
被相続人　亡　鈴木　利雄
事務所栃木県栃木市万町22番22号
相続財産管理人　加藤　誠一

宇都宮家庭裁判所栃木支部

平成２２年（家）第８８０号
栃木県足利市弥生町20番地
申立人　足利市農業協同組合
本籍栃木県足利市旭町772番地、最後の住所栃木県足利市江川町28番地、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成22年９月25日、出生の場所栃木県足利市、出生年月日昭和39年10月７日、職業不詳
被相続人　亡　小泉　公子
事務所栃木県足利市通２丁目2738番地
相続財産管理人　弁護士　小沼洸一郎

宇都宮家庭裁判所足利支部